

○御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付要綱

平成28年3月11日

告示第50号

改正 平成29年2月3日告示第26号

平成29年5月16日告示第165号

平成29年12月14日告示第364号

(趣旨)

第1条 市長は、地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による被害の軽減を図るため、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業（以下「総合支援事業」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合支援事業 別表第1に掲げる事業をいう。
- (2) 既存建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物（国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。）をいう。
- (3) 既存住宅 既存建築物のうち一戸建て住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含み、居住のために継続して利用する建築物をいう。
- (4) 危険住宅 木造の既存住宅のうち第4条に規定する耐震診断の結果、倒壊の可能性が非常に高いと判断されたもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第1項に規定する勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第16条第2項に規定する指導を行ったものをいう。
- (5) 静岡県耐震診断補強相談士 静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づき知事が認定した者をいう。
- (6) 高齢者等が居住する住宅 次のいずれかに該当する住宅（借家を除く。）をいう。
 - ア 居住する全ての者が65歳以上の住宅
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生

省令第15号)別表第5号に定める1級又は2級の者が居住する住宅

ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けている者が居住する住宅

エ 静岡県療育手帳交付規則(平成12年静岡県規則第89号)の規定による療育手帳の交付を受けている者が居住する住宅

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する住宅

(7) ブロック塀等 地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のある高さ60センチメートルを超えるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。)をいう。

(8) ブロック塀等改善 ブロック塀等を改修、造り替え及びフェンス等安全な他の塀への転換をいい、造り替え及びフェンス等安全な他の塀へ転換するための撤去は含まない。

(一部改正〔平成29年告示26号・364号〕)

(補助の対象、補助率等)

第3条 補助の対象、補助率等は、別表第1から別表第3までのとおりとする。ただし、1件ごとの補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(診断及び評価の方法)

第4条 総合支援事業において、建築物の耐震診断及び補強後の耐震性の評価(以下「診断及び評価」という。)は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施についての技術上の指針となるべき事項による方法(国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。)によるものとする。

(診断及び評価の実施者)

第5条 総合支援事業のうち、木造の既存住宅に係る診断及び評価については、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が行わなければならない。

2 総合支援事業のうち、木造以外の既存住宅に係る診断については、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する1級建築士又は同条第3項に規定する2級建築士が属する建築士事務所が行わなければならない。ただし、同法第3条に規定する用途又は規模の建築物に係るものについては、1級建築士が行わなければならない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)及び事業計画

書（様式第1号の2から様式第1号の6までのいずれか）に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、当該事業を着手するまでに市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅補強計画策定事業

- ア 付近見取図（縮尺2，500分の1以上の白地図等）
- イ 事業対象建築物の配置図及び各階平面図
- ウ 事業経費の根拠となる見積書の写し
- エ 昭和56年5月31日以前に建築されたこと又は同日において工事中であったことを証明することができる次のいずれかの書類の写し
 - (ア) 固定資産評価証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書
 - (イ) 家屋登記簿謄本
 - (ウ) 建築確認通知書
 - (エ) その他市長が必要と認めるもの（竣工書類、工事写真等建築年が特定できるもの）
- オ 御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業所有者承諾書（様式第2号）
（所有者以外の者による申請の場合に限る。）
- カ 御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業家族構成報告書（様式第3号）
及び次に掲げる書類の写し（高齢者等が居住する住宅の場合に限る。）
 - (ア) 居住者の住所及び居住者が65歳以上であることが確認できる次のいずれかの書類の写し（第2条第6号アに規定する住宅の場合に限る。）
 - a 住民票
 - b 健康保険証
 - c 年金受給者証
 - d 運転免許証
 - e その他官公署が交付した書類
 - (イ) 身体障害の程度が確認できる次のいずれかの書類の写し（第2条第6号イに規定する住宅の場合に限る。）
 - a 身体障害者手帳
 - b その他官公署が交付した書類
 - (ウ) 介護保険被保険者証等の介護保険法による要介護状態の区分が確認できる書類の写し（第2条第6号ウに規定する住宅の場合に限る。）
 - (エ) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていることが確認できる次のいずれかの書類の写し（第2条第6号エ又はオに規定する住宅の場合に限る。）

る。)

- a 療育手帳
- b 精神障害者保健福祉手帳
- c 自立支援医療受給者証
- d その他官公署が交付した書類

キ 静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し

(2) 木造住宅耐震補強助成事業

- ア 前号に掲げる書類
- イ 耐震診断・補強計画結果報告書（様式第4号）及び耐震評点の算定根拠を示す書類
- ウ 平面図（補強方法及び補強箇所を明示したもの）

(3) 木造住宅除却助成事業

- ア 第1号アからオまでに掲げる書類
- イ 耐震診断結果報告書（様式第4号の2）及び耐震評点の算定根拠を示す書類
- ウ 除却前の全景写真
- エ 新築建築物に係る建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し並びに新築住宅の配置図及び各階平面図（建替えである場合に限る。）

オ 居住者の住所が確認できる次のいずれかの書類の写し（除却のみの場合に限る。）

- (ア) 住民票
- (イ) 健康保険証
- (ウ) 年金受給者証
- (エ) 運転免許証
- (オ) その他官公署が交付した書類

カ その他市長が必要と認めるもの

(4) 建築物等耐震診断事業

- ア 第1号ア、ウ、エ及びオに掲げる書類
- イ 事業対象建築物の配置図、各階平面図、立面図及び全景写真
- ウ 建築物の延べ面積計算書

(5) ブロック塀等撤去事業

- ア 第1号ウに掲げる書類
- イ 付近見取図（縮尺2, 500分の1以上の白地図等）
- ウ ブロック塀等の位置図及び立面図

- エ 撤去工事前の全景写真
- (6) ブロック塀等改善事業
 - ア 第1号ウに掲げる書類
 - イ 付近見取図（縮尺2, 500分の1以上の白地図等に緊急輸送路、避難路、避難地等を明記したもの）
 - ウ ブロック塀等の位置図及び立面図
 - エ 改善工事前の全景写真
 - オ 設計図（配置図、平面図、立面図及び断面図）
（一部改正〔平成29年告示364号〕）

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、補助金の交付を決定する際に、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 総合支援事業が予定の期間内に完了しない場合又は総合支援事業の遂行が困難となった場合は、速やかに御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業遅滞等報告書（様式第6号）を市長に提出し、その指示を受けること。
- (2) ブロック塀等改善事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、事業完了から15年を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の目的に反した使用、譲渡、交換若しくは貸付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) ブロック塀等改善事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 申請者は、総合支援事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

（交付申請の取下げ）

第9条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、第6条の規定による補助金の交付の申請を取り下げるときは、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業交付申請取下届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

この場合において、既に第7条の規定による交付の決定を受けているときは、当該決定がなかったものとして、それまで要した費用は補助決定者が負担しなければならない。

(変更の申請)

第10条 補助決定者は、総合支援事業の内容を変更しようとする場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業変更承認申請書(様式第8号)及び御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業変更内容書(様式第9号)をあらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所又は施工方法を変更しようとするとき。
- (2) 総合支援事業に要する費用の額を変更しようとするとき。

(変更の承認)

第11条 市長は、前条の規定による変更の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業変更承認通知書(様式第10号)により、補助決定者に通知するものとする。

(実績の報告)

第12条 補助決定者は、当該総合支援事業が完了したときは、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業実績報告書(様式第11号)に次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅補強計画策定事業

- ア 耐震診断・補強計画結果報告書及び耐震評点の算定根拠を示す書類
- イ 平面図(補強方法及び補強箇所を明示したもの)
- ウ 領収書の写し
- エ 御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業補強計画確認書(様式第12号)

- (2) 木造住宅耐震補強助成事業

- ア 補強後の平面図(補強方法、補強箇所及びイの写真撮影方向を明示したもの)
- イ 補強箇所ごとの着手前及び工程ごと並びに完了時の確認ができる写真
- ウ 領収書の写し
- エ 御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業補強工事監理業務完了確認書(様式第13号)

- (3) 木造住宅除却助成事業

- ア 除却後の全景写真

- イ 除却建築物に係る建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届の写し
- ウ 領収書の写し
- エ 新築住宅の着工写真（建替えである場合に限る。）
- オ 除却後も引き続き市内に居住していることが確認できる次のいずれかの書類の写し
 - (ア) 住民票
 - (イ) 健康保険証
 - (ウ) 年金受給者証
 - (エ) 運転免許証
 - (オ) その他官公署が交付した書類
- (4) 建築物等耐震診断事業
 - ア 耐震診断結果報告書（事業対象建築物が木造の場合にあつては様式第4号の2、木造以外の場合にあつては様式第4号の3）及び耐震診断の算定根拠を示す書類
 - イ 耐震評定書（一般社団法人日本建築防災協会の既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会による耐震評定書（次に掲げる建築物に係るものを除く。））の写し
 - (ア) 次のいずれかに該当する鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物
 - a 延べ面積が1,000平方メートル未満
 - b 地上階数が2以下
 - (イ) 次のいずれかに該当する木造の建築物
 - a 延べ面積が1,000平方メートル以下（平屋建てのものは除く。）
 - b 高さが13メートル以下
 - c 軒の高さが9メートル以下
 - d 地上階数が2以下
 - (ウ) その他市長が不要と認める建築物
 - ウ 事業対象建築物の配置図、各階平面図、立面図、全景写真、伏図及び軸組図
 - エ 領収書の写し
- (5) ブロック塀等撤去事業
 - ア ブロック塀等の撤去の着手前及び完了後を確認できる全景写真
 - イ 領収書の写し
- (6) ブロック塀等改善事業
 - ア ブロック塀等改善の着手前及び完了後を確認できる全景写真及び工程ごとの写真
 - イ 完成図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）

ウ 領収書の写し

(一部改正〔平成29年告示26号・364号〕)

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の報告を受けたときはその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、御殿場市プロジェクト「TOUKAI一〇」総合支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第14号。以下「確定通知書」という。)により、当該補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助決定者は、確定通知書を受領した日から起算して10日以内に御殿場市プロジェクト「TOUKAI一〇」総合支援事業費補助金請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第15条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 第12条の規定による実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。
- (3) 前号の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を御殿場市プロジェクト「TOUKAI一〇」総合支援事業消費税報告書(様式第16号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを市に返還しなければならないこと。

(交付の決定の取消し等)

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金

の交付の決定及び確定を取り消し、若しくは停止し、補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合はこの限りでない。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に基づく指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定及び確定を取り消し、若しくは停止し、補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることを決定したときは、その旨を補助決定者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた補助決定者は、市長の発行する納入通知書により、速やかにその補助金を返納しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(御殿場市既存建築物耐震診断事業費補助金交付要綱等の廃止)

2 次の各号に掲げる要綱(以下「旧告示」という。)は、廃止する。

- (1) 御殿場市既存建築物耐震診断事業費補助金交付要綱(平成10年御殿場市告示第47号)
- (2) 御殿場市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱(平成11年御殿場市告示第48号)
- (3) 御殿場市木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱(平成14年御殿場市告示第142号)

(経過措置)

3 この告示の施行の際現に旧告示の規定により交付されている通知書は、この告示の相当規定により交付されたものとみなす。

附 則(平成29年2月3日告示第26号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式第1号の3による用紙で、現に残

存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成29年5月16日告示第165号）

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則（平成29年12月14日告示第364号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

（一部改正〔平成29年告示364号〕）

事業の区分	事業の内容	補助の対象
木造住宅補強計画策定事業	社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第Ⅱ編イー16（12）住宅・建築物安全ストック形成事業のイー16（12）ー①住宅・建築物耐震改修事業に係る部分（以下「国要綱」という。）及び静岡県プロジェクト「TOUKAIー0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日付け住安第2号。以下「県要綱」という。）に基づき、木造の既存住宅の補強計画の策定を実施する事業	既存住宅の所有者等が行う次のいずれかに該当する補強計画を策定する事業に要する経費 ア 耐震補強工事を行った後に、耐震評点が1.0以上となる補強計画（耐震評点が0.3以上上がるものに限る。） イ 新工法を採用する等アと同等以上の効果が認められる補強計画（静岡県プロジェクト「TOUKAIー0」総合支援事業運用マニュアルの取扱いに準ずる。）
木造住宅耐震補強助成事業	県要綱に基づき木造の既存住宅の耐震補強工事を実施する事業	耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であった木造の既存住宅について、当該住宅の所有者等が行う次のいずれかに該当する耐震補強工事に要する経費 ア 耐震評点が1.0以上となり、かつ、耐震評点が0.3以上上がる耐震補強工事 イ 静岡県で補助事業上認めている新工法を採用する等アと同等以上の効果が認められる耐震補強工事（静岡県プロジェクト「TOUKAIー0」総合支援事業運用マニュアルの取扱いに準ずる。）

木造住宅除却助成事業	危険住宅の除却工事を実施する事業	耐震診断の結果、耐震評点が0.3未満であった危険住宅について、当該住宅の所有者等が行う左の事業の内容に要する経費
建築物等耐震診断事業	国要綱及び県要綱に基づく住宅又は建築物の耐震診断で既存建築物（既存木造住宅を除く。）の耐震診断を実施する事業	既存住宅又は既存建築物の所有者等が行う左の事業の内容に要する経費
ブロック塀等撤去事業	ブロック塀等を撤去する事業	市が実施する事前の現地調査により次のいずれかに該当し、地震発生時に倒壊又は転倒の危険性があると判断されたブロック塀等の所有者が行う左の事業の内容に要する経費（工事費に限る。） ア 基礎の根入れが地盤から30センチメートル未満のもの イ 塀の高さが地盤面から2メートルを超えるもの ウ 控え壁が3.2メートルごとにないもの エ 塀の傾き、ひび割れがあるもの オ 塀に鉄筋が入っていないもの
ブロック塀等改善事業	静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第17条第5項の緊急輸送路、避難路、避難地等に面するブロック塀等を改善する事業	市が実施する事前の現地調査により左の事業の内容に該当し、地震発生時に倒壊又は転倒の危険性があると判断されたブロック塀等の所有者が行う次のいずれかに該当する事業に要する経費（工事費及び設計に要する経費に限る。） ア ブロック塀を築造する場合は静岡県作成のパンフレット「ブロック塀の点検と改善」に記載されている「新しいブロック塀の造り方」によるもの イ 他の塀に転換する場合は金属製フェンスその他の安全な塀にするもの

別表第2（第3条関係）

(一部改正〔平成29年告示26号・364号〕)

事業の区分	補助率(額)
木造住宅補強計画策定事業	1戸(共同住宅等にあつては1棟。以下同じ。)ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める補助基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2(高齢者等が居住する住宅にあつては、いずれか少ない額)以内の額とする。
木造住宅耐震補強助成事業	1戸ごとに、当該事業に要する経費と50万円(高齢者等が居住する住宅にあつては70万円)を比較して、いずれか少ない額とする。
木造住宅除却助成事業	1戸ごとに、当該事業に要する経費に100分の23を乗じて得た額と30万円を比較して、いずれか少ない額とする。
建築物等耐震診断事業	1棟ごとに、耐震診断に要する経費を別表第3に定める補助基準額とそれぞれ比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。
ブロック塀等撤去事業	1敷地ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める補助基準額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする。
ブロック塀等改善事業	1敷地ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める補助基準額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内の額とし、25万円を限度とする。

別表第3(第3条関係)

(一部改正〔平成29年告示165号〕)

事業の区分	面積区分等	補助基準額	
木造住宅補強計画策定事業	わが家の専門家診断(県要綱別表第1第1号に規定するものをいう。以下同じ。)を実施済みの場合	144,000円	
	わが家の専門家診断を実施していない場合	154,000円	
建築物等耐震診断事業	一戸建て住宅以外	1,000平方メートル以内の部分	延べ面積1平方メートルにつき3,600円を乗じて得た額
		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の部分	延べ面積1平方メートルにつき1,540円を乗じて得た額

	2,000平方メートルを超える部分	延べ面積1平方メートルにつき1,030円を乗じて得た額
	一戸建て住宅	134,000円
ブロック塀等撤去事業	ブロック塀等の長さ1メートルにつき8,900円	
ブロック塀等改善事業	ブロック塀等の長さ1メートルにつき38,400円	

様式第1号（第6条関係）

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

御殿場市長 様

郵便番号

住所（所在地）

申請者（フリガナ）

氏名（名称並びに代表者の役職及び氏名） 印

電話番号

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

補助事業の区分

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 木造住宅補強計画策定事業 | <input type="checkbox"/> 建築物等耐震診断事業 |
| <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震補強助成事業 | <input type="checkbox"/> ブロック塀等撤去事業 |
| <input type="checkbox"/> 木造住宅除却助成事業 | <input type="checkbox"/> ブロック塀等改善事業 |

※ 該当する□にレ点を付してください。

様式第1号の2（第6条関係）

事業計画書【木造住宅補強計画策定事業】

- 1 所有者 住所（所在地）
氏名（名称）
- 2 建築物の概要 所在地 御殿場市
建物名称
構造 造（混構造 有 無）
階数 地上 階・地下 階
用途 専用住宅 兼用住宅 共同住宅等
その他（ ）
延べ面積 m²（住宅以外の部分の面積 m²）
建築年次 年
- 3 補強計画作成者 氏名（携帯電話 ー ー ）
静岡県耐震診断補強相談士 第 号
建築士事務所名
（ ）建築士事務所（ ）知事登録 第 号
所在地
電話番号
- 4 わが家の専門家診断の実施 有（ 年実施） 無
- 5 事業に要する費用 円（税込み 税抜き）
- 6 事業の予定期間 事業着手の日から 年 月 日まで

※ 該当する□にレ点を付してください。

様式第1号の3（第6条関係）

事業計画書【木造住宅耐震補強助成事業】

- 1 所有者 住所（所在地）
氏名（名称）
- 2 建築物の概要 所在地 御殿場市
建物名称
構造 造（混構造 有 無）
階数 地上 階・地下 階
用途 専用住宅 兼用住宅 共同住宅等
その他（ ）
延べ面積 m²（住宅以外の部分の面積 m²）
建築年次 年
補強前の耐震評点 1階 X方向（ ） Y方向（ ）
2階 X方向（ ） Y方向（ ）
補強後の耐震評点 1階 X方向（ ） Y方向（ ）
2階 X方向（ ） Y方向（ ）
- 3 補強計画作成者 氏名（携帯電話 ー ー ）
静岡県耐震診断補強相談士 第 号
建築士事務所名
（ ）建築士事務所（ ）知事登録 第 号
所在地
電話番号
- 4 補強工事監理者 氏名（携帯電話 ー ー ）
静岡県耐震診断補強相談士 第 号
電話番号
- 5 補強工事施工者 事業者名
所在地
電話番号
- 6 わが家の専門家診断の実施 有（ 年実施） 無
- 7 木造住宅補強計画策定事業の実施 有（ 年実施） 無
- 8 事業に要する費用 円（税込み 税抜き）
- 9 事業の予定期間 事業着手の日から 年 月 日まで
- ※ 該当する□にレ点を付してください。

様式第1号の4（第6条関係）

事業計画書【木造住宅除却助成事業】

- 1 所有者 住所（所在地）
氏名（名称）
- 2 建築物の概要 所在地 御殿場市
建物名称
構造 造（混構造 有 無）
階数 地上 階・地下 階
用途 専用住宅 兼用住宅 共同住宅等
その他（ ）
延べ面積 m^2 （住宅以外の部分の面積 m^2 ）
建築年次 年
除却前の耐震評点 1階 X方向（ ） Y方向（ ）
2階 X方向（ ） Y方向（ ）
- 3 わが家の専門家診断の実施 有（ ）年実施 無
- 4 除却工事施工者 事業者名
所在地
電話番号
- 5 事業に要する費用 円（税込み 税抜き）
- 6 事業の予定期間 事業着手の日から 年 月 日まで

※ 該当するにレ点を付してください。

様式第1号の5（第6条関係）

事業計画書【建築物等耐震診断事業】

- 1 所有者 住所（所在地）
氏名（名称並びに代表者の役職及び氏名）
- 2 建築物の概要 所在地 御殿場市
建物名称
構造 造
階数 地上 階・地下 階
高さ 最高高さ m・（木造の場合）軒の高さ m
用途 共同住宅の場合（ ）戸
延べ面積 m²
建築年次 年
- 3 診断者 氏名（携帯電話 - - ）
（ ）建築士（ ）登録 第 号
建築士事務所名
（ ）建築士事務所（ ）知事登録 第 号
所在地
電話番号
- 4 事業に要する費用 円（税込み 税抜き）
- 5 耐震評定書の添付 有 無
- 6 事業の予定期間 事業着手の日から 年 月 日まで

※ 該当するにレ点を付してください。

様式第1号の6（第6条関係）

事業計画書【ブロック塀等】

- | | | | | | |
|---|----------|--|---|---------|---|
| 1 | 事業の区分 | <input type="checkbox"/> 撤去事業
<input type="checkbox"/> 改善事業 | | | |
| 2 | 所有者 | 住所（所在地）
氏名（名称） | | | |
| 3 | 工事の概要 | 撤去 延長＝ | m | 高さ＝ | m 塀の種類： |
| | | 改善 延長＝ | m | 高さ＝ | m 塀の種類： |
| 4 | 施工箇所 | 御殿場市 | | | |
| 5 | 工事施工者 | 事業者名
所在地
電話番号 | | | |
| 6 | 事業に要する費用 | 撤去事業 | | | 円（ <input type="checkbox"/> 税込み <input type="checkbox"/> 税抜き） |
| | | 改善事業 | | | 円（ <input type="checkbox"/> 税込み <input type="checkbox"/> 税抜き） |
| | | 計 | | | 円（ <input type="checkbox"/> 税込み <input type="checkbox"/> 税抜き） |
| 7 | 事業の予定期間 | 事業着手の日から | | 年 月 日まで | |

※ 該当する□にレ点を付してください。

様式第3号（第6条関係）

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業家族構成報告書

年 月 日

御殿場市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称並びに代表者の役職及び氏名） 印

この住宅に居住する者を次のとおり報告します。

1 申請者	氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	確認書類	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金受給者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2 同居家族	氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	確認書類	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金受給者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ ）
3 同居家族	氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	確認書類	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金受給者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 同居家族	氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	確認書類	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金受給者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 同居家族	氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	確認書類	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金受給者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※ 該当する□にレ点を付してください。

※ 添付書類

様式第4号（第6条、第12条関係）

耐震診断・補強計画結果報告書【木造住宅】

1 建築物	所有者		
	所在地		
	規模	(階数) 地上 階・地下 階 (床面積) 1階 m^2 ・2階 m^2 延べ m^2 (補強計画による面積の増減) <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 増築 (m^2) <input type="checkbox"/> 減築 (m^2)	
2 耐震診断・補強計画作成者	氏名		
	事務所名		
	計画策定日	年 月 日	
3 耐震診断・補強計画の概要	診断法等	<input type="checkbox"/> 在来工法 <input type="checkbox"/> 一般診断法 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 伝統工法 <input type="checkbox"/> 精密診断法 ()	
	耐震評点	耐震診断 (補強前)	補強計画 (補強後)
	1階	X方向 Y方向	X方向 Y方向
	2階	X方向 Y方向	X方向 Y方向
	屋根仕様	<input type="checkbox"/> 土葺瓦 <input type="checkbox"/> 棧瓦 <input type="checkbox"/> 鉄板 <input type="checkbox"/> スレート <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 現況のまま <input type="checkbox"/> 仕様変更有り
	外壁仕様	<input type="checkbox"/> 土塗壁 <input type="checkbox"/> モルタル <input type="checkbox"/> トタン <input type="checkbox"/> サイディング <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 土塗壁 <input type="checkbox"/> モルタル <input type="checkbox"/> トタン <input type="checkbox"/> サイディング <input type="checkbox"/> その他
	内壁仕様	<input type="checkbox"/> 土塗壁 <input type="checkbox"/> ボード <input type="checkbox"/> ベニヤ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 土塗壁 <input type="checkbox"/> ボード <input type="checkbox"/> ベニヤ <input type="checkbox"/> その他
	基礎仕様	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート (<input type="checkbox"/> 健全 <input type="checkbox"/> ひび割れ) <input type="checkbox"/> 無筋コンクリート (<input type="checkbox"/> 健全 <input type="checkbox"/> ひび割れ <input type="checkbox"/> 軽微なひび割れ) <input type="checkbox"/> 玉石基礎 <input type="checkbox"/> CB基礎 (足固め <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 現況のまま <input type="checkbox"/> 仕様変更有り
	金物仕様	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III・IV	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III・IV
	その他補強内容	<input type="checkbox"/> 在来補強 <input type="checkbox"/> その他認定工法等による補強 ()	

※ 該当する□にレ点を付してください。

様式第4号の2(第6条、第12条関係)

耐震診断結果報告書【木造】

1 建築物	名称	
	所在地	
	用途	
	規模	(階数) 地上 階・地下 階 (床面積) 1階 m^2 ・2階 m^2 延べ m^2
2 所有者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
3 耐震診断者	氏名	
	事務所名	
	耐震診断日	年 月 日
4 耐震結果の概要	耐震評点	1階 X方向 Y方向 2階 X方向 Y方向
5 診断建物概要	屋根	<input type="checkbox"/> 土葺瓦 <input type="checkbox"/> 棧瓦 <input type="checkbox"/> 石綿スレート板 <input type="checkbox"/> 鉄板 <input type="checkbox"/> その他()
	外壁	<input type="checkbox"/> 土塗壁 <input type="checkbox"/> ラスモルタル <input type="checkbox"/> トタン <input type="checkbox"/> サイディング <input type="checkbox"/> その他()
	内壁	<input type="checkbox"/> 土塗壁 <input type="checkbox"/> ボード <input type="checkbox"/> ベニヤ <input type="checkbox"/> その他()
6 診断建物基礎形式	鉄筋コンクリート	<input type="checkbox"/> 健全 <input type="checkbox"/> ひび割れが発生している
	無筋コンクリート	<input type="checkbox"/> 健全 <input type="checkbox"/> 軽微なひび割れが発生している <input type="checkbox"/> ひび割れが発生している
	玉石基礎	<input type="checkbox"/> 足固め有り <input type="checkbox"/> 足固め無し
	その他(CB基礎等)	<input type="checkbox"/> ()

※ 該当する□にレ点を付してください。

様式第4号の3（第12条関係）

耐震診断結果報告書【木造以外】

1 建築物	名称			
	所在地			
	用途			
	規模	(構造)		造
	(階数)	地上 階・地下		階
	(床面積)	延べ		m ²
2 所有者	住所 (所在地)			
	氏名 (名称)			
3 耐震診断者	氏名			
	事務所名			
	耐震診断日	年	月	日
4 耐震診断の方法の名称				
5 実地調査の概要	(構造上主要な部分の配置・形状・繋結、部材強度、腐食・腐朽等について記載)			
6 耐震診断の結果	X方向	I s	q 又はCTUSD	
	Y方向	I s	q 又はCTUSD	
	(地震の震動・衝撃に対する倒壊・崩壊の危険性の度合いを記載)			
7 総合所見				

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金について、次のとおり交付を決定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 補助事業の区分
 - 木造住宅補強計画策定事業
 - 建築物等耐震診断事業
 - 木造住宅耐震補強助成事業
 - ブロック塀等撤去事業
 - 木造住宅除却助成事業
 - ブロック塀等改善事業
- 3 交付の条件

様式第6号（第8条関係）

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業遅滞等報告書

年 月 日

御殿場市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称並びに代表者の役職及び氏名） 印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた
御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の計画について、次のとおり事
業の遅滞等が生じたので報告します。

1 補助事業の区分

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 木造住宅補強計画策定事業 | <input type="checkbox"/> 建築物等耐震診断事業 |
| <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震補強助成事業 | <input type="checkbox"/> ブロック塀等撤去事業 |
| <input type="checkbox"/> 木造住宅除却助成事業 | <input type="checkbox"/> ブロック塀等改善事業 |

※ 該当する□にレ点を付してください。

2 遅滞等の内容

3 遅滞等の理由

様式第7号（第9条関係）

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業交付申請取下届

年 月 日

御殿場市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称並びに代表者の役職及び氏名） 印

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請を取り下げたいので届け出ます。

1 補助事業の区分

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 木造住宅補強計画策定事業 | <input type="checkbox"/> 建築物等耐震診断事業 |
| <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震補強助成事業 | <input type="checkbox"/> ブロック塀等撤去事業 |
| <input type="checkbox"/> 木造住宅除却助成事業 | <input type="checkbox"/> ブロック塀等改善事業 |

2 申請の区分 交付申請 変更承認申請

3 交付決定年月日・番号 年 月 日 第 号

4 理由

- 資金の都合がつかなくなったため
計画どおりに事業ができなくなったため
その他（ ）

5 添付書類 交付決定通知書の写し

※ 該当する□にレ点を付してください。

様式第8号（第10条関係）

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業変更承認申請書

年 月 日

御殿場市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称並びに代表者の役職及び氏名） 印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた
御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業を次のとおり変更したいので、
関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の区分

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 木造住宅補強計画策定事業 | <input type="checkbox"/> 建築物等耐震診断事業 |
| <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震補強助成事業 | <input type="checkbox"/> ブロック塀等撤去事業 |
| <input type="checkbox"/> 木造住宅除却助成事業 | <input type="checkbox"/> ブロック塀等改善事業 |

2 変更の内容

- 事業内容の変更
- 事業に要する費用の額の変更
- その他（ ）

3 変更の理由

- 別紙のとおり
- その他（ ）

※ 該当する□にレ点を付してください。

※ 木造住宅耐震補強助成事業の場合のみ、様式第9号を提出してください。

様式第10号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

御殿場市長

印

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請がありました御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金について、年 月 日付け第 号による交付の決定を次のとおり変更したので通知します。

1 変更後の交付決定額

円

2 補助事業の区分

木造住宅補強計画策定事業

建築物等耐震診断事業

木造住宅耐震補強助成事業

ブロック塀等撤去事業

木造住宅除却助成事業

ブロック塀等改善事業

3 変更の内容

4 交付の条件

様式第11号（第12条、第15条関係）

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業実績報告書

年 月 日

御殿場市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称並びに代表者の役職及び氏名） 印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた
御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業が完了したので、関係書類を添
えて報告します。

1 補助事業の区分

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 木造住宅補強計画策定事業 | <input type="checkbox"/> 建築物等耐震診断事業 |
| <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震補強助成事業 | <input type="checkbox"/> ブロック塀等撤去事業 |
| <input type="checkbox"/> 木造住宅除却助成事業 | <input type="checkbox"/> ブロック塀等改善事業 |

2 事業完了年月日 年 月 日

3 消費税仕入控除税額等の有無 有 無

（有の場合、その金額を補助金額から減額した額 円）

※ 該当する□にレ点を付してください。

※ 以下については「木造住宅耐震補強助成事業」の場合のみ記入してください。

耐震性能の確認

本件の木造住宅耐震補強助成事業は、耐震補強計画に基づき工事が施工されており補強後の耐震評点を有することを証します。

工事監理者 事業者名

氏名 印

様式第12号（第12条関係）

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業補強計画確認書

耐震補強計画の内容について、申請者に詳細に説明をしました。

補強計画作成者 氏名

印

上記補強計画作成者より耐震補強計画の内容について詳細な説明を受け、この補強計画を確認しました。

年 月 日

申請者 氏名（名称）

印

補助金を利用するの耐震補強工事の実施予定

有（ 年度頃）

無 理由（ ）

※ 該当する□にレ点を付してください。

様式第14号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のありました御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の実績を審査した結果、御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金として、次のとおり確定したので通知します。

1 補助事業の区分

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 木造住宅補強計画策定事業 | <input type="checkbox"/> 建築物等耐震診断事業 |
| <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震補強助成事業 | <input type="checkbox"/> ブロック塀等撤去事業 |
| <input type="checkbox"/> 木造住宅除却助成事業 | <input type="checkbox"/> ブロック塀等改善事業 |

2 交付確定額 円

様式第15号(第14条関係)

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金請求書

平成 年 月 日

御殿場市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称並びに代表者の役職及び氏名) 印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた
御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金について、次のとおり
請求します。

1 補助事業の区分

- 木造住宅補強計画策定事業 建築物等耐震診断事業
木造住宅耐震補強助成事業 ブロック塀等撤去事業
木造住宅除却助成事業 ブロック塀等改善事業

※ 該当する□にレ点を付してください。

2 請求額 円

3 振込先

振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関	銀行	本店
		金庫	支店
		農協	出張所
	口 座 種 別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座	
	口 座 番 号		
フリガナ			
口 座 名 義 人	-----		

※ 該当する□にレ点を付してください。

※ 交付決定年月日番号 年 月 日 第 号

様式第16号(第15条関係)

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業消費税報告書

年 月 日

御殿場市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称並びに代表者の役職及び氏名) 印

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業について、補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 1 補助金の確定額
(年 月 日付け 第 号による確定通知の額) | 円 |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額) | 円 |

様式第1号（第6条関係）
（一部改正〔平成29年告示364号〕）

様式第1号の2（第6条関係）

様式第1号の3（第6条関係）
（一部改正〔平成29年告示26号〕）

様式第1号の4（第6条関係）
（追加〔平成29年告示364号〕）

様式第1号の5（第6条関係）
（一部改正〔平成29年告示364号〕）

様式第1号の6（第6条関係）
（一部改正〔平成29年告示364号〕）

様式第2号（第6条関係）
（一部改正〔平成29年告示364号〕）

様式第3号（第6条関係）
（一部改正〔平成29年告示364号〕）

様式第4号（第6条、第12条関係）

様式第4号の2（第6条、第12条関係）
（一部改正〔平成29年告示364号〕）

様式第4号の3（第12条関係）

様式第5号（第7条関係）
（一部改正〔平成29年告示364号〕）

様式第6号（第8条関係）
（一部改正〔平成29年告示364号〕）

様式第7号（第9条関係）
（一部改正〔平成29年告示364号〕）

様式第8号（第10条関係）
（一部改正〔平成29年告示364号〕）

様式第9号（第10条関係）

様式第10号（第11条関係）
（一部改正〔平成29年告示364号〕）

様式第11号（第12条、第15条関係）
（一部改正〔平成29年告示364号〕）

様式第12号（第12条関係）

様式第 1 3 号 (第 1 2 条関係)

様式第 1 4 号 (第 1 3 条関係)

(一部改正 [平成 2 9 年告示 3 6 4 号])

様式第 1 5 号 (第 1 4 条関係)

(一部改正 [平成 2 9 年告示 3 6 4 号])

様式第 1 6 号 (第 1 5 条関係)